

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次

ページ

条 例

○北海道道州制特別区域推進条例……………（地域主権局）	1
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…（人事課）	2
○北海道恩給条例の一部を改正する条例……………（職員厚生課）	3
○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	3
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（税務課）	5
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（環境生活部総務課）	6
○北海道公害紛争処理条例の一部を改正する条例……………（環境保全課）	6
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	6
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（保健福祉部総務課）	6
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（経済部総務課）	7
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例……（人材育成課）	7
○租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………（建設部総務課）	7
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………（建築指導課）	8
○北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………（企業局総務課）	8
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………（警察本部生活環境課）	8
○北海道土地開発基金条例を廃止する条例……………（総務部総務課）	9

条

例

北海道道州制特別区域推進条例をここに公布する。

平成19年 7 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道道州制特別区域推進条例

（目的）

第1条 この条例は、道が行う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第6条第1項の道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下「変更提案」という。）に関し、道民の参加の促進に必要な事項を定めることにより、変更提案に道民の意見、提言等を反映し、もって法第2条第1項に規定する特定広域団体である北海道における広域行政の推進（以下「道州制特別区域の推進」という。）を図ることを目的とする。

（道民への情報提供）

第2条 道は、変更提案の案の作成に当たり、道民が意見、提言等を述べることができるよう、道民に対して積極的に情報を提供しなければならない。

（変更提案の案の作成等）

第3条 道は、変更提案の案の作成に当たり、道民の参加を促進するため、道民が意見、提言等を述べる機会を十分に確保しなければならない。

2 知事は、変更提案の案の決定について、法第6条第2項に規定する手続きをしようとするときは、あらかじめ、北海道道州制特別区域提案検討委員会の意見を聴かなければならない。

3 道は、変更提案の案を決定したときは、第1項の規定により道民から述べられた意見、提言等に対する道の考え方を公表しなければならない。

（設置）

第4条 道州制特別区域の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第5条 委員会は、知事の諮問に応じ、変更提案の案に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、道州制特別区域の推進に関し、知事に意見を述べることができる。
（組織）

第6条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）

第8条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、変更提案の案の審議のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会は、会議を原則として公開しなければならない。
（会長への委任）

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第9条までの規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第2項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあっては、6月以上）」に改める。

第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第15項中「本条」を「この条」に改め、「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

4 北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「の額」を「の基本額」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第4項の」を「附則第13項の」に改める。

附則第3項中「第19号まで」を「第18号まで及び第22号」に改める。

附則第4項中「附則第4項」を「附則第13項」に改める。

北海道恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道恩給条例の一部を改正する条例

北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）の一部を次のように改正する。
第11条ノ2の次に次の2条を加える。

第11条ノ2ノ2 恩給ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ恩給ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル恩給ハ其ノ後ニ支払フベキ恩給ノ内払ト看做スコトヲ得恩給ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ恩給ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ恩給ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第11条ノ2ノ3 恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ恩給ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該恩給ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権（以下返還金債権ト称ス）ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ恩給アルトキハ規則ノ定ムル所ニ依リ当該恩給ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第27条中「重度障害ノ状態ニシテ」を「吏員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在リ且」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第11条ノ2の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（成年の子の扶助料に関する経過措置）

2 この条例による改正前の北海道恩給条例第27条の規定は、この条例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、この条例による改正後の北海道恩給条例第27条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「均等割額によって」の次に「、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって」を加え、同項第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節及び次節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で道内に事務所又は事業所を有するもの

第24条第3項中「もの」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の次に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第4項中「(昭和40年法律第34号)」を削り、「当該収益事業」の次に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第5項中「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加える。

第34条の2中「若しくは第82条の7第1項の控除限度額若しくは」を「の控除限度額又は」に改め、「又は同法第145条の7において準用する同法第82条の7第1項の控除限度額」を削る。

第37条の17中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第38条中「いう。）」を「いう。以下この項において同じ。）」又は法人課税信託の引受け」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法人課税信託の引受けを行う個人には、法第72条の2第3項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第38条の2第1項中「第72条の2第9項第1号から第5号まで」を「第72条の2第10項第1号から第5号まで」に改める。

第39条第1項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、同項第1号エを削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

第39条第4項を同条第3項とする。

第41条第1項の表中「又は各計算期間」を削り、「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に改め、「又は計算期間」を削る。

第43条の2第1項第4号中「第72条の2第9項第5号」を「第72条の2第10項第5号」に改める。

第43条の8第1項中「免除される事業者」の次に「(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加える。

第44条の2第3項中「政令第36条の2の3に規定する」を「政令で定める」に改め、同条第12項中「政令第36条の2の4に定める」を「政令第36条の2の3に規定する」に改める。

附則第5条第1項中「、証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託）を「又は証券投資信託（同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託）」に改め、「若しくは特定投資信託（法人税法第2

条第29号の3イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「所得税法第9条第1項第11号」を「同法第9条第1項第11号」に改め、「又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配」を削り、「所得税法第24条」を「同法第24条」に改め、同項第1号中「、特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第5条の4第1項第3号中「第41条の2の2」の次に「、第41条の3の2」を加え、「若しくは第41条の19の2」を「、第41条の19の2若しくは第41条の19の3」に改め、同条第3項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第2条の6に規定する」に改める。

附則第7条の2中「同条第4項第2号ア」を「同条第3項第2号」に改める。

附則第7条の2の4第1項中「政令第36条の2の3に規定する」を「政令で定める」に改める。

附則第9条の2の2第2項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第11条の2に規定する」に改め、同条第3項中「自動車で総務省令で定める」を「自動車で総務省令附則第11条の3第1項に規定する」に改め、同項第1号中「」で総務省令で定める」を「」で総務省令附則第11条の3第2項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第11条の3第3項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるもの（」を「総務省令附則第11条の3第4項に規定するもの（」に、「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第11条の3第5項に規定する」に改め、同条第4項中「電気その他の総務省令で定める」を「電気その他の総務省令附則第12条第1項に規定する」に、「資するもので総務省令で定める」を「資するもので総務省令附則第12条第2項に規定する」に、「トラックその他の総務省令で定める」を「トラックその他の総務省令附則第12条第3項に規定する」に、「乗用車その他の総務省令で定める」を「乗用車その他の総務省令附則第12条第4項に規定する」に改め、同項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第12条第5項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「総務省令附則第12条第6項に規定する」に改め、同項第2号中「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第12条第7項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「総務省令附則

第12条第8項に規定する」に改める。

附則第10条の2第2項中「第31条の2第2項第11号から第16号まで」を「第31条の2第2項第12号から第17号まで」に改め、同条第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第11号から第16号まで」を「第31条の2第2項第12号から第17号まで」に改める。

附則第12条の2第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第12条の2の2第1項第2号中「証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

附則第14条中「各計算期間分並びに」を削る。

附則第15条第1項及び第2項中「若しくは各計算期間」を削り、同条第4項中「若しくは計算期間」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第44条の2並びに附則第5条の4第3項、第7条の2の4及び第9条の2の2の改正規定 公布の日

(2) 第37条の17並びに附則第12条の2及び第12条の2の2の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 附則第5条の4第1項第3号及び第10条の2の改正規定 平成20年4月1日

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第24条、第34条の2、第38条、第39条、第41条及び第43条の8並びに附則第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては施行日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第26条第1項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5条第1項の規定は、道民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、道民税の所得割の納税義務者が施行日前にこの条例による改正前の北海道税条例附則第5条第1項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

4 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条の表第4号中「第39条第4項第1号」を「第39条第3項第1号」に改め、同表第5号中「第39条第4項第2号」を「第39条第3項第2号」に改め、同表第6号中「第39条第4項第3号」を「第39条第3項第3号」に改める。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

「第9章 削除
目次 第10章 拠点地区における不均一課税（第33条—第35条）」を「第9章及び第10章 削除」に改める。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第9章及び第10章を次のように改める。

第9章及び第10章 削除

第31条から第35条まで 削除

附則第10項中「、第34条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の 3 の項(1)中「第83条第 1 項」を「第40条第 1 項」に改め、同項(2)中「第84条第 1 項」を「第41条第 1 項」に改め、同項(3)中「第85条第 1 項」を「第42条第 1 項」に改め、同項(4)中「第10条第 2 項」を「第13条第 2 項」に改め、同表の 4 の 3 の項(6)中「第 9 条第12項」を「第 9 条第13項」に改め、同項(19)中「第 7 条第10項」を「第 7 条第11項」に改め、同項(20)中「第 7 条第11項」を「第 7 条第12項」に改め、同項(21)中「第 7 条第12項」を「第 7 条第13項」に改め、同項(22)中「第 7 条第13項」を「第 7 条第14項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第50号

北海道公害紛争処理条例の一部を改正する条例

北海道公害紛争処理条例（昭和45年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表168の項第 3 欄を次のように改める。

ア 居宅サービス（特定施設
入居者生活介護を除く。）
又は居宅介護支援に係る介
護サービス情報の調査
36, 200円
イ その他の介護サービス情
報の調査 52, 200円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成19年 7 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第52号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「北見市 夕張市」を「北見市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 8 の項の左欄に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例(平成 9 年北海道条例第65号)の規定により夕張市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に北海道福祉のまちづくり条例の規定により夕張市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第53号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「限る」を「限り、(8)、(9)及び(12)から(14)までに掲げる事務にあっては、共済規程の違反に係るものを除く」に改め、同項(10)中「第105条の 2」を「第105条の 2 第 1 項」に改め、同項(11)中「第105条の 3」を「第105条の 3 第 1 項」に改め、同項(15)中「第106条の 2 第 1 項」を「第106条第 3 項」に改め、

同項中(15)を(16)とし、同項(14)中「第106条第 4 項」を「第106条第 2 項」に改め、同項中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、同項(12)中「若しくは会計に関する報告の徴収又は組合」を「又は会計の状況」に改め、同項中(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 法第105条の 3 第 2 項の規定による組合の業務又は会計に関する報告の徴収

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第54号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例(昭和44年北海道条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表北海道立稚内高等技術専門学院の項を削る。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成19年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に北海道立稚内高等技術専門学院において職業訓練を受けている者は、この条例の施行の日において、北海道立旭川高等技術専門学院において職業訓練を受ける者となるものとする。

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年 7 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第55号

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道建設部手数料条例の一部改正）

第1条 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表64の項中「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同表65の項中「第38条の4第21項」を「第38条の4第20項」に改める。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項(1)中「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同表の7の項(1)中「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同表の7の2の項(1)中「第38条の4第21項」を「第38条の4第20項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北海道建設部手数料条例別表65の項の改正規定及び第2条中北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の7の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「都市計画区域」の次に「及び準都市計画区域」を加える。

第7条中「都市計画区域」の次に「及び準都市計画区域」を加え、「同様とする」を「同じ」に改める。

第21条第1項中「第82条に定めるところにより許容応力度等計算をする場合に

おいて、同条第2号」を「第82条第2号」に改め、同条第2項中「第129条の2の4第2項又は令第139条第3項」を「第129条の2の4第3号又は令第139条第1項第4号イ」に、「第143条」を「第143条第2項」に改める。

第62条の2第1項中「都市計画区域」の次に「及び準都市計画区域」を加え、「同様とする」を「同じ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「6月以上」を「12月以上（管理者が定める者にあつては、6月以上）」に改める。

第16条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「一部」の次に「（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

附 則

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月20日

北海道条例第58号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる地域以外の地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートルの区域内の地域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域に設置されているものを除く。第10条第1項において「病院」という。）

ウ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないもの及び都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域に設置されているものを除く。第10条第1項において「診療所」という。）

エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

第6条第3号を次のように改める。

(3) 営業中において、営業所の出入口又は廊下（営業所の出入口と客室との間又は客室間を連絡するものに限る。）に施錠をし、又はさせないこと。

第6条第4号中「宿泊させない」を「宿泊させ、又は寝具を客に使用させない」に改める。

第10条第1項中「病院」の次に「、診療所」を加える。

附 則

1 この条例は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第6条第3号及び第4号の改正規定は、平成19年11月1日から施行する。

2 この条例による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。）以後にされる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の許可の申請に係る営業所について適用し、施行日前にされた同項の許可の申請に係る営業所については、なお従前の例による。

北海道土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道土地開発基金条例を廃止する条例

北海道土地開発基金条例（昭和44年北海道条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

